

高齢者等日常生活用品給付サービス

《電磁調理器の給付》

（対象者）心身機能の低下により、防火等の配慮が必要な 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方

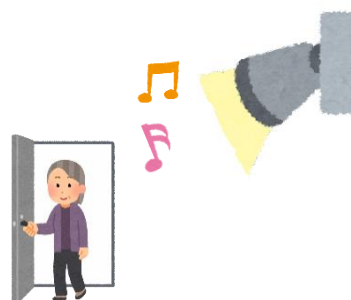


《人感センサーの給付》

（対象者）徘徊の見られる認知症の高齢者等を介護している同居の家族の方

給付対象となる人感センサー

- 玄関等で人の出入りを感知するセンサー付きライト
- 玄関等で人の出入りを感知し、音を鳴らすもの



◆給付限度額及び利用者負担額

利用者世帯の階層区分	利用者負担額	給付限度額	
		電磁調理器	人感センサー
生活保護世帯	0 円	25,000 円 (1 台まで)	15,000 円 (2 台まで)
市民税非課税世帯	0 円		
市民税課税世帯	購入金額の 2 分の 1		

給付例（20,000 円の電磁調理器の給付を申請した場合）

- ①非課税世帯：利用者負担額は 0 円のため全額を佐渡市で給付します。
- ②課税世帯：20,000 円 × 1 / 2 = 10,000 円
利用者負担額は、10,000 円。差額の 10,000 円を佐渡市で給付します。

◆申請における注意事項

商品を購入される前に、申請書のほか購入を希望される商品の見積書とカタログ等を一緒にご提出ください。

【問い合わせ先】

佐渡市役所 社会福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係
☎ 63—3790
または各市民センター高齢福祉担当窓口